官報

発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔国会事項〕　一

〔人事異動〕　四

内閣　警察庁

〔皇室事項〕　五

〔官庁報告〕　六

官庁事項

登録生存講習機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）

登録消火講習機関の登録事項の変更に関する公示（同）

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）

狩野川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更について（中部地方整備局）

北海道開発局公示（北海道開発局）

基本測量関係事項公告（国土交通省）

〔公　告〕　七

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

〔その他告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務二〇六）　六

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産七三六～七四六）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六五四、六五五）

○水防法第十一条の三第一項の規定に基づき高潮予報を行う海岸を指定する件（同六五六）

○道路に関する件（関東地方整備局一七九）

○道路に関する件（北陸地方整備局三一）

○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件（中部地方整備局五三）

○道路に関する件（近畿地方整備局八三、八四）

○道路に関する件（四国地方整備局四六）

○道路に関する件（九州地方整備局六八、六九）

○道路に関する件（北海道開発局四二、四三）

その他告示

○総務省告示第二百六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十九日

総務大臣　林　芳正

一　名　称　令和八年度米豪軍との実動訓練（サザン・ジャッカルー26）実施部隊

二　国外派遣期間　令和八年七月十九日まで

三　派遣人数（概数）　四百三十人程度

四　派遣地域　オーストラリア連邦

○農林水産省告示第七百三十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月一日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第18321号
2　登録年月日　平成21年７月31日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　エンジェルムーン　ラブレター
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビューム園
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

1　登録番号　第18359号
2　登録年月日　平成21年７月31日
3　農林水産植物の種類
Saccharum L.
4　登録品種の名称　Ni26
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県
沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号

1　登録番号　第30362号
2　登録年月日　令和６年７月31日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　DLFNUBE1
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

○農林水産省告示第七百三十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月五日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第25305号
2　登録年月日　平成28年８月３日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイシスティーナ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第25225号
2　登録年月日　平成28年８月３日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELIELLO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

○農林水産省告示第七百三十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月六日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第28534号
2　登録年月日　令和３年８月５日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　シューセイント
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第28535号
2　登録年月日　令和３年８月５日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　秀やすらぎ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531―８

1　登録番号　第28538号
2　登録年月日　令和３年８月５日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精はるひ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第28539号
2　登録年月日　令和３年８月５日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精らくすい
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

○農林水産省告示第七百三十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月八日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第15535号
2　登録年月日　平成19年８月７日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　たんぼの夢
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐賀県
佐賀県佐賀市城内一丁目１番59号

1　登録番号　第15609号
2　登録年月日　平成19年８月７日
3　農林水産植物の種類
Cyclamen L.
4　登録品種の名称　ムーンルージュ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
岐阜県
岐阜県岐阜市薮田南２丁目１番１号

1　登録番号　第26126号
2　登録年月日　平成29年８月７日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　もみゆたか
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
愛知県
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

1　登録番号　第26128号
2　登録年月日　平成29年８月７日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　2013キムラ01
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社キムラ企画
埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425―１

○農林水産省告示第七百四十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月十四日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26960号
2　登録年月日　平成30年８月13日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　YD976
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビューム園
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

○農林水産省告示第七百四十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26182号
2　登録年月日　平成29年８月14日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　Suncatha 2335
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26183号
2　登録年月日　平成29年８月14日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　Suncatha 2243
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第28028号
2　登録年月日　令和２年８月14日
3　農林水産植物の種類
Allium cepa L.
4　登録品種の名称　すらりっぷ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
北海道札幌市北区北十九条西十一丁目１番地８
株式会社日本農林社
東京都北区滝野川６丁目６番５号

1　登録番号　第28031号
2　登録年月日　令和２年８月14日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Brese17218
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第28037号
2　登録年月日　令和２年８月14日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Brese17199
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第28057号
2　登録年月日　令和２年８月14日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　SY2
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂本正次
群馬県桐生市黒保根町下田沢2822番地10

1　登録番号　第28058号
2　登録年月日　令和２年８月14日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　SY3
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂本正次
群馬県桐生市黒保根町下田沢2822番地10

1　登録番号　第28079号
2　登録年月日　令和２年８月14日
3　農林水産植物の種類
Prunus persica (L.) Batsch
4　登録品種の名称　FS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
布山久義
長野県安曇野市三郷小倉6570―３

○農林水産省告示第七百四十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月十六日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26995号
2　登録年月日　平成30年８月15日
3　農林水産植物の種類
Xerochrysum bracteatum (Vent.) Tzvelev
4　登録品種の名称　Bondre 1178
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia

1　登録番号　第26996号
2　登録年月日　平成30年８月15日
3　農林水産植物の種類
Xerochrysum bracteatum (Vent.) Tzvelev
4　登録品種の名称　Bondre 11100
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia

○農林水産省告示第七百四十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月十九日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第9285号
2　登録年月日　平成13年８月16日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ケイスメオル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第27505号
2　登録年月日　令和元年８月16日
3　農林水産植物の種類
Callicarpa L.
4　登録品種の名称　ムアン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジッポー
静岡県磐田市東貝塚80番地

1　登録番号　第27537号
2　登録年月日　令和元年８月16日
3　農林水産植物の種類
Helichrysum Mill. corr. Pers.
4　登録品種の名称　Weshechrsisti
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Heinrich Westhoff
Fresenhorst 22―24, 46354 Sudlohn, Germany

1　登録番号　第27545号
2　登録年月日　令和元年８月16日
3　農林水産植物の種類
Loropetalum chinense (R. Br.) Oliv.
4　登録品種の名称　紅彩
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鈴木祐司
埼玉県川口市木曽呂364―２

1　登録番号　第27557号
2　登録年月日　令和元年８月16日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　湘南ローザヴェルデ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ガルテン湘南
神奈川県平塚市田村１丁目２番地１号

1　登録番号　第27558号
2　登録年月日　令和元年８月16日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　湘南プチローザヴェルデ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ガルテン湘南
神奈川県平塚市田村１丁目２番地１号

1　登録番号　第27570号
2　登録年月日　令和元年８月16日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　カミホン　Q20BUR
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
水野隆
愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１
未来アグリス株式会社
愛知県長久手市山越606番地

1　登録番号　第27577号
2　登録年月日　令和元年８月16日
3　農林水産植物の種類
Pisum sativum L.
4　登録品種の名称　三緑彩　N
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
久保忠司
愛知県豊橋市西山町字西山173
彦坂正志
愛知県豊橋市老津町字向田201
伊藤通浩
愛知県豊橋市小島町字峠42
西川弘一
愛知県豊橋市三弥町字三ツ家51

1　登録番号　第27580号
2　登録年月日　令和元年８月16日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KIMlower
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社キムラ企画
埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425―１

1　登録番号　第29302号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイ麗美
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第29303号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DLFLUMI7
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第29310号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華清明
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第29311号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華古今
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第29312号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華尊格
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第29323号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイサントル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第29330号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DLFFENI4
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第29337号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華康徳
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第29338号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華神殿
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第29339号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華幸盛
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第29340号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華の進
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第29341号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華奉行
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第29342号
2　登録年月日　令和４年８月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華の関
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

○農林水産省告示第七百四十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月二十二日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26204号
2　登録年月日　平成29年８月21日
3　農林水産植物の種類
Alstroemeria L.
4　登録品種の名称　ざるさちゃーぴ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Plants B.V.
Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands

○農林水産省告示第七百四十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月二十三日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第21876号
2　登録年月日　平成24年８月22日
3　農林水産植物の種類
Glycine max (L.) Merr.
4　登録品種の名称　JL367―J
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
FTE Genetics, Inc.
2707 S, 33rd St. Oskaloosa, Iowa, U.S.A.

○農林水産省告示第七百四十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第29374号
2　登録年月日　令和４年８月25日
3　農林水産植物の種類
Angelonia Bonpl.
4　登録品種の名称　Balarcoral
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA

1　登録番号　第29392号
2　登録年月日　令和４年８月25日
3　農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　ZTS882
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

○国土交通省告示第六百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
十二河原沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　群馬県利根郡みなかみ町新巻、同町湯宿温泉及び同町須川の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°42′18.1643″	138°54′32.0641″
2	36°42′19.2401″	138°54′30.2955″
3	36°42′20.1942″	138°54′29.1707″
4	36°42′20.8693″	138°54′28.5255″
5	36°42′21.3745″	138°54′28.3350″
6	36°42′21.6495″	138°54′29.1802″
7	36°42′20.7644″	138°54′29.9735″
8	36°42′20.4263″	138°54′31.1091″
9	36°42′19.8838″	138°54′31.1287″
10	36°42′19.9351″	138°54′31.9400″
11	36°42′19.4744″	138°54′32.5391″
12	36°42′19.2331″	138°54′33.2030″
13	36°42′18.5060″	138°54′33.4684″
14	36°42′18.1507″	138°54′32.4461″

ロ　群馬県利根郡みなかみ町新巻、同町湯宿温泉及び同町須川の区域内の土地のうち、次の十五点から二十五点までを順次結んだ線及び十五点と二十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
15	36°42′22.3062″	138°54′32.8406″
16	36°42′22.9657″	138°54′32.8225″
17	36°42′24.7372″	138°54′36.1661″
18	36°42′24.4563″	138°54′37.5002″
19	36°42′24.8394″	138°54′38.4722″
20	36°42′24.7895″	138°54′39.6092″

21	36° 42′ 27.1678″	138° 54′ 41.8444″
22	36° 42′ 27.0686″	138° 54′ 42.1217″
23	36° 42′ 26.0198″	138° 54′ 41.6874″
24	36° 42′ 23.4578″	138° 54′ 39.4955″
25	36° 42′ 23.9905″	138° 54′ 36.4000″

○国土交通省告示第六百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

原谷

二　砂防法第二条の土地の表示

三重県南牟婁郡紀宝町阪松原の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線、十三点と十四点を令和二年国土交通省告示第八百三十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、十四点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 48′ 22.0640″	135° 58′ 45.0603″
2	33° 48′ 22.4211″	135° 58′ 45.0536″
3	33° 48′ 23.3299″	135° 58′ 44.5739″
4	33° 48′ 23.5247″	135° 58′ 44.8488″
5	33° 48′ 23.4599″	135° 58′ 45.9457″
6	33° 48′ 23.7846″	135° 58′ 46.3255″
7	33° 48′ 23.6548″	135° 58′ 46.6759″
8	33° 48′ 23.2330″	135° 58′ 47.6084″
9	33° 48′ 23.6875″	135° 58′ 48.1857″
10	33° 48′ 22.5842″	135° 58′ 50.1605″
11	33° 48′ 22.1947″	135° 58′ 50.0890″
12	33° 48′ 21.9674″	135° 58′ 49.9328″
13	33° 48′ 21.6105″	135° 58′ 50.5538″
14	33° 48′ 20.7340″	135° 58′ 50.2647″
15	33° 48′ 20.7761″	135° 58′ 49.6248″
16	33° 48′ 21.0372″	135° 58′ 48.8413″
17	33° 48′ 21.0816″	135° 58′ 48.4710″
18	33° 48′ 21.2634″	135° 58′ 48.2908″
19	33° 48′ 21.2855″	135° 58′ 48.3500″
20	33° 48′ 21.4157″	135° 58′ 48.5588″
21	33° 48′ 21.6427″	135° 58′ 48.7687″
22	33° 48′ 21.9799″	135° 58′ 48.7704″
23	33° 48′ 22.1015″	135° 58′ 48.2933″
24	33° 48′ 22.0838″	135° 58′ 47.7626″
25	33° 48′ 22.0537″	135° 58′ 47.5926″
26	33° 48′ 22.4385″	135° 58′ 47.0269″
27	33° 48′ 22.0108″	135° 58′ 46.3113″

○国土交通省告示第六百五十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条の三第一項の規定により、高潮予報を行う海岸を次のとおり指定したので告示する。

令和八年五月二十九日

国土交通大臣　金子　恭之

富山湾沿岸

富山県下新川郡朝日町境字切通二千五百六十三の三番地先から同県黒部市字大島四千三百三十一番二地先まで（富山県下新川郡朝日町泊大字赤川字下川原九百四十八番地先から同郡入善町古黒部字東梶田三番十一地先まで及び同町芦崎三百十五番四地先から同県黒部市荒俣千九百二十の一番地先までを除く。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○関東地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
春日部市増戸字天神原二二七番三から同市増戸字天神原三三八番三まで	前	二〇・二〇～二〇・二〇メートル	〇・二〇七キロメートル
	後	二〇・二〇～三〇・七三	〇・二〇七

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県下新川郡入善町桐山字上堂四二四〇番五から同町入膳字上諏訪四六四八番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年五月二十九日

○中部地方整備局告示第五十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、菊川水系黒沢川、丹野川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局、浜松河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

中部地方整備局長　森本　輝

○近畿地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市寺田金尾六七番から同市長池北裏一四三番一まで	前	二三・六〇～二三・六〇メートル	四・二五キロメートル
	後	二三・六〇～一六二・六八	二・〇九〇

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	城陽市寺田金尾六七番から同市長池北裏一四三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　令和八年五月三十一日二十一時

○四国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日　四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
四万十市右山字櫻内二〇〇九番から宿毛市平田町戸内字森ヶ池一八五五番まで	前	A 七・一〇～一一・〇	一五・一六四	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C 一〇・一四～一一・〇	一五・一六四	
		A 七・一〇～一一・〇	一五・一六四	
		B・C 一〇・一四～二五一・〇	一五・三六四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鹿児島県曽於郡大崎町神領字濱牧二一三七番一から同町神領字小入枝一〇八二番二まで	前	一三・〇三～三八・一一	一一・三七一	
	後	一四・〇〇～三八・一一	一一・三七一	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 路線名　二百二十号　鹿児島県曽於郡大崎町神領字濱牧二一三三番一から同町神領字小入枝一〇八一番一まで　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年五月二十九日

○北海道開発局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
名寄市徳田二七八番七から北海道中川郡美深町字敷島四五番六まで	前	B 一三・〇～一四・八	二五・五九七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A 九八・〇～一三・〇	二五・五九七	
	後	B 九八・〇～一四・八	二五・五九七	
		A 二六二・二～九九・〇	二三・一七五	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百七十四号　北海道勇払郡むかわ町穂別稲里五九五番二から同町穂別稲里五九七番二まで　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和八年五月二十九日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月二十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

国家情報会議設置法

議案通知書受領

五月二十七日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

国家情報会議設置法案

質問書転送

五月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

社会保険労務士に対する不適切対応事案に関する質問主意書

参議院

議案付託

五月二十七日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）　内閣委員会に付託

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二三号）　国土交通委員会に付託

議決通知

五月二十七日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

国家情報会議設置法案

質問主意書提出

五月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

福岡県議会の海外視察に関する質問主意書（北村晴男提出）（第五一号）

質問主意書転送

五月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本国国章損壊罪の保護法益等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五〇号）

法律公布奏上及び通知

五月二十七日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

国家情報会議設置法

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（五月二十七日）

警　察　庁

（警察庁刑事局捜査第一課特殊事件捜査室長）警視長　新倉　秀也
警察大学校刑事教養部長兼組織犯罪対策教養部長兼警察庁刑事局組織犯罪対策部付を命ずる（五月十八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アゼルバイジャンの独立記念日につき、五月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録生存講習機関の登録事項の変更に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の４の規定に基づく届出があったので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月29日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　登録生存講習機関第５号
２．実技講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
　日本海洋事業株式会社
　秋田県男鹿市船川港船川字新浜町54
　代表取締役　山田　正克
３．変更があった事項
　実技生存事務を行う事務所の所在地
　変更前：秋田県男鹿市船川港川字外ヶ沢124―１
　変更後：秋田県男鹿市船川港川字新浜町54
４．変更年月日
　令和８年３月17日
５．変更の理由
　事務所移転のため

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の４の規定に基づく届出があったので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月29日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　登録生存講習機関第４号
２．実技講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
　株式会社日本海洋資格センター
　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番５号
　代表取締役　中野　　隆
３．変更があった事項
　登録生存講習事務を行う事務所の所在地
　変更前：イ　株式会社日本海洋資格センター本社
　　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番５号アサコ博多ビル７階
　ロ　株式会社日本海洋資格センター長崎事務所
　　長崎県長崎市中町１番25号ＭＪＭ中町ビル２階
　ハ　株式会社日本海洋資格センター九州海技学院
　　熊本県宇城市三角町三角浦1193番地
　ニ　株式会社日本海洋資格センター中国事務所
　　広島県広島市西区観音新町四丁目14番広島観音マリーナ内
　ホ　株式会社日本海洋資格センター沖縄事務所
　　沖縄県那覇市港町二丁目16番１号ビックライスビル６階
　ヘ　株式会社日本海洋資格センター関西事務所
　　兵庫県西宮市西宮浜一丁目31番地西宮浜産業交流会館４階
　変更後：イ　株式会社日本海洋資格センター本社
　　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番５号アサコ博多ビル７階
　ロ　株式会社日本海洋資格センター長崎事務所
　　長崎県長崎市中町１番25号ＭＪＭ中町ビル２階
　ハ　株式会社日本海洋資格センター九州海技学院
　　熊本県宇城市三角町三角浦1193番地
　ニ　株式会社日本海洋資格センター中国事務所
　　広島県広島市西区観音新町四丁目14番広島観音マリーナ内
　ホ　株式会社日本海洋資格センター沖縄事務所
　　沖縄県那覇市港町二丁目16番１号ビックライスビル６階
　ヘ　株式会社日本海洋資格センター関西事務所
　　兵庫県西宮市西宮浜一丁目31番地西宮浜産業交流会館４階
　ト　株式会社日本海洋資格センター北海道事務所
　　北海道函館市新川町４番地３号新川町ビル２階
４．変更年月日
　令和８年５月１日
５．変更の理由
　北海道事務所の追加のため

登録消火講習機関の登録事項の変更に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の19において準用する第83条の４の規定に基づく届出があったので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月29日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　登録消火講習機関第５号
２．実技講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
　日本海洋事業株式会社
　秋田県男鹿市船川港船川字新浜町54
　代表取締役　山田　正克
３．変更があった事項
　実技消火事務を行う事務所の所在地
　変更前：秋田県男鹿市船川港川字外ヶ沢124―１
　変更後：秋田県男鹿市船川港川字新浜町54
４．変更年月日
　令和８年３月17日
５．変更の理由
　事務所移転のため

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の19において準用する第83条の４の規定に基づく届出があったので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月29日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　登録消火講習機関第４号
２．実技講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
　株式会社日本海洋資格センター
　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番５号
　代表取締役　中野　　隆
３．変更があった事項
　登録消火講習事務を行う事務所の所在地
　変更前：イ　株式会社日本海洋資格センター本社
　　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番５号アサコ博多ビル７階
　ロ　株式会社日本海洋資格センター長崎事務所
　　長崎県長崎市中町１番25号ＭＪＭ中町ビル２階
　ハ　株式会社日本海洋資格センター九州海技学院
　　熊本県宇城市三角町三角浦1193番地
　ニ　株式会社日本海洋資格センター中国事務所
　　広島県広島市西区観音新町四丁目14番広島観音マリーナ内
　ホ　株式会社日本海洋資格センター沖縄事務所
　　沖縄県那覇市港町二丁目16番１号ビックライスビル６階
　ヘ　株式会社日本海洋資格センター関西事務所
　　兵庫県西宮市西宮浜一丁目31番地西宮浜産業交流会館４階

変更後：イ　株式会社日本海洋資格センター
本社
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番５号アサコ博多ビル７階
ロ　株式会社日本海洋資格センター
長崎事務所
長崎県長崎市中町１番25号ＭＪＭ中町ビル２階
ハ　株式会社日本海洋資格センター
九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦1193番地
ニ　株式会社日本海洋資格センター
中国事務所
広島県広島市西区観音新町四丁目14番広島観音マリーナ内
ホ　株式会社日本海洋資格センター
沖縄事務所
沖縄県那覇市港町二丁目16番１号ピックライスビル６階
ヘ　株式会社日本海洋資格センター
関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目31番地西宮浜産業交流会館４階
ト　株式会社日本海洋資格センター
北海道事務所
北海道函館市新川町４番地３号新川町ビル２階

4．変更年月日　令和８年５月１日
5．変更の理由　北海道事務所の追加のため

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日　　北陸地方整備局長　髙松　諭

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	八号
㈢　占用を制限する区域	富山県下新川郡入善町椚山字上堂四二四〇番五から同町入膳字上諏訪四六四八番五まで
㈣　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
㈤　占用を制限する理由	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日	令和八年五月三十日
㈦　図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の四第１項の規定により施行していた二級河川の特定河川工事を次のとおり完了したので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の八第一項の規定により公示する。

令和八年五月二十九日　　北陸地方整備局長　髙松　諭

一　河川の名称　河原田川水系河原田川
二　区間　輪島市熊野町地先から同市西脇町地先まで
三　工事の内容　災害復旧事業に関する工事として行う河道埋塞箇所の復旧
四　工事完了の日　令和八年五月二十九日

狩野川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第１項の規定に基づき、令和八年五月十一日に、狩野川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更したので、同条第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき公表する。

令和八年五月二十九日　　中部地方整備局長　森本　輝

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	二百三十六号
㈢　占用を制限する区域	北海道河西郡更別村字更別北１線九七番１地先から同村字更別北１線九七番二地先まで
㈣　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
㈤　占用を制限する理由	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日	令和八年五月二十九日
㈦　図面縦覧場所	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

国土交通大臣　金子　恭之

種類	縮尺	実施時期	地域 所属番号	図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和８年	石巻 11—1	網地島	調製・多色・桭判
〃	〃	〃	御蔵島 1—4	御蔵島	〃
〃	〃	〃	〃 11—2	往郷	〃
〃	〃	〃	高田 14—3	名立大町	〃
〃	〃	〃	高田 15—3	湯川内	〃
〃	〃	〃	富山 2—4	糸魚川	〃
〃	〃	〃	富山 3—2	雨飾山	〃
〃	〃	〃	富山 3—3	小滝	〃
〃	〃	〃	富山 3—4	越後平岩	〃
〃	〃	〃	富山 4—3	白馬岳	〃
〃	〃	〃	富山 4—4	白馬町	〃
〃	〃	〃	富山 7—1	親不知	〃

諸事項

公告

地図の刊行日　令和8年6月1日

備考

〃	〃	〃	富高	山	7—2	小	川	温	泉	〃	〃
〃	〃	〃	富高	山	8—2	樽			平	〃	〃
〃	〃	〃	高	山	1—3	神			城	〃	〃
〃	〃	〃	高	山	1—4	大			町	〃	〃
〃	〃	〃	高	山	2—3	大	町	南	部	〃	〃
〃	〃	〃	高	山	2—4	有			明	〃	〃
〃	〃	〃	高	山	3—3	信	濃	小	倉	〃	〃
〃	〃	〃	高	山	4—3	古			見	〃	〃
〃	〃	〃	高	山	4—4	贄			川	〃	〃

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止の申立て

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０１４号
東京都千代田区有楽町１丁目２番２号　東宝日比谷ビル
清算株式会社　株式会社みんなのみらい
代表清算人　中山　隆志
１　決定年月日　令和８年５月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第３００３号
群馬県伊勢崎市三室町５２１５番地６
清算株式会社　株式会社Ｈｉｇｈ＆Ｄｒｙ
代表清算人　小林　隆
１　決定年月日　令和８年５月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

令和8年（ヒ）第1001号
千葉県浦安市当代島三丁目３－２７
清算株式会社　株式会社モトアラウンド
代表清算人　田中直樹
１　決定年月日　令和8年5月1日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第１号
兵庫県伊丹市森本八丁目８５番地
清算株式会社　株式会社協和精機製作所
代表清算人　小暮ひとみ
１　決定年月日　令和８年５月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部

令和８年（ヒ）第２号
兵庫県川西市東多田二丁目２４番２１号
清算株式会社　株式会社グローバリーテックジャパン
代表清算人　小暮ひとみ
１　決定年月日　令和８年５月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部

令和８年（ヒ）第３号
大阪府豊中市利倉二丁目１３番２１号
清算株式会社　株式会社協和モールド
代表清算人　小暮ひとみ
１　決定年月日　令和８年５月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第３号
福井県敦賀市若葉町三丁目1258番地
清算株式会社　株式会社田中善建設
１　決定年月日　令和８年５月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和７年（ヒ）第１０１２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反１０７番地
清算株式会社　三協株式会社
１　決定年月日　令和８年５月１２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３号
岡山市南区浦安西町４７番地２
清算株式会社　株式会社ブツクランドあきば
代表清算人　秋庭　知雄
１　決定年月日　令和８年５月１５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、残存資産から必要な費用を控除した残額である９１万００７２円を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　各協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、総債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用（協定債権者への振込手数料を含む。）を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

令和八年五月二十日開催の甲、同年五月十九日開催の乙のそれぞれ通常総会において、左記組合は合併して甲は乙の権利義務一切を継承して存続し乙は解散することを決議しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

山形県山形市緑町二丁目六番一九号

（甲）山形県たばこ販売協同組合

代表理事　菊地　守

山形県鶴岡市日吉町九番二五号

（乙）鶴岡たばこ販売協同組合

代表理事　加藤　宏昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二十四日

掲載頁　三十八頁（号外第六十四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十七日

掲載頁　八十八頁（号外第四十一号）

令和八年五月二十九日

千葉市花見川区幕張町二丁目七七一四番地

（甲）株式会社晴８６４

代表取締役　松本　晴代

神奈川県藤沢市鵠沼松が岡一丁目三番七号

（乙）株式会社東兼

代表取締役　松本あけみ

合併公告

左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また左記会社のうち甲及び丙は、第一合併の効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生直後に合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました（第二合併）。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十九日

掲載頁　三頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十二日

掲載頁　六十二頁（号外第一一四号）

（丙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十九日

千葉県茂原市高師五八五番地

（甲）日東造機株式会社

代表取締役　中田　喜明

千葉県茂原市高師五八五番地

（乙）日東ホールディングス株式会社

代表取締役　岩﨑　亮二

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目一〇番地二

（丙）エンゲージ1株式会社

代表取締役　岩﨑　亮二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十八日

掲載頁　一一四頁（号外第九十九号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十八日

掲載頁　一一四頁（号外第九十九号）

令和八年五月二十九日

東京都港区芝浦四丁目九番二五号

（甲）株式会社ジャパン・リリーフ送迎サポート

代表取締役　橋本　健生

東京都港区芝浦四丁目九番二五号

（乙）株式会社ジャパン・リリーフ関東

代表取締役　橋本　健生

大阪市福島区福島七丁目二〇番一号

（丙）株式会社ジャパン・リリーフ関西

代表取締役　橋本　健生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）ともに

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十日

掲載頁　六十八頁（号外第一一一号）

令和八年五月二十九日

東京都中央区銀座八丁目一四番五号

（甲）株式会社Ｍ＆Ａサポーターズ

代表取締役　川渕　誉雄

東京都中央区銀座八丁目一四番五号

（乙）株式会社パッション・エージェント

代表取締役　川渕　誉雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　十六頁

令和八年五月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（甲）株式会社Ｎａｖｙホールディングス

代表取締役　河野　浩之

大阪市城東区鴫野西五丁目一九番二六号

（乙）八十島プロシード株式会社

代表取締役　河野　浩之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十八日

掲載頁　一一五頁（号外第九十九号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十九日

東京都港区赤坂三丁目一番二号ＢＩＺＣＯＲＥ赤坂見附一〇Ｆ

（甲）株式会社セイア

代表取締役　馬郡　健

東京都港区赤坂三丁目一番二号ＢＩＺＣＯＲＥ赤坂見附一〇Ｆ

（乙）株式会社セイアパートナーズ

代表取締役　馬郡　健

合併公告

左記会社は、吸収合併により甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.sbivc.co.jp

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月二十一日

掲載頁　二二四頁（号外第一一二号）

令和八年五月二十九日

東京都港区六本木一丁目六番一号

（甲）ＳＢＩ　ＶＣトレード株式会社

代表取締役　近藤　智彦

東京都港区六本木一丁目六番一号

（乙）ＳＢＩＮＦＴ株式会社

代表取締役　近藤　智彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月二十九日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階

（甲）Ｂｏｓｐｏｌｄｅｒ１株式会社

代表取締役　ライアン・ロバート・パトリック

滋賀県彦根市宮田町五九一番地一

（乙）フジテック株式会社

代表取締役　原田　政佳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://exawizards.com/announcement/examd/

（乙）https://exawizards.com/announcement/exahomecare

令和八年五月二十九日

東京都港区芝浦四丁目二番八号

（甲）株式会社ＥｘａＭＤ

代表取締役　羽間　康至

東京都港区芝浦四丁目二番八号

（乙）株式会社エクサホームケア

代表取締役　羽間　康至

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十日

掲載頁　七十一頁（号外第一一一号）

令和八年五月二十九日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー二五階

（甲）ＶＭＬ＆Ｏｇｉｌｖｙ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　ダブリュ・ピー・ピー・ジャパン・ホールディング・ビー・ヴイ

職務執行者　松下　恭子

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー

（乙）Ｔｈｅ＆Ｐａｒｔｎｅｒｓｈｉｐ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　椎名　礼雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　四十頁（号外第九十二号）

令和八年五月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号

（甲）ＰＣＧＶＩ－２株式会社

代表取締役　山本　哲彦

東京都中央区銀座六丁目一八番二号

（乙）ソフトブレーン株式会社

代表取締役　豊田　浩文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.sinfo-inc.co.jp/

（乙）http://www.itmint.co.jp/public_notice.html

令和八年五月二十九日

東京都中央区八丁堀四丁目一〇番四号

（甲）株式会社シンフォー

代表取締役　李　熙男

東京都千代田区麹町一丁目六番四号

（乙）株式会社ミント

代表取締役　田中　真史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法第二十四条第一項による有価証券報告書提出済

（乙）https://iis.image-inf.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/05/20260518.pdf

令和八年五月二十九日

東京都千代田区神田猿楽町二丁目四番一一号

（甲）イメージ情報開発株式会社

代表取締役　半田　基実

東京都千代田区神田猿楽町二丁目四番一一号

（乙）イメージ情報システム株式会社

代表取締役　半田　基実

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十一日

掲載頁　七頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十一日

掲載頁　七十四頁（号外第二三四号）

令和八年五月二十九日

東京都千代田区内神田二丁目二番五号

（甲）株式会社松富士食品

代表取締役社長　瓦葺　一利

東京都千代田区内神田二丁目二番五号

（乙）株式会社松富士

代表取締役社長　瓦葺　一利

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十六日

掲載頁　五十三頁（号外第一一六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十九日

東京都港区芝大門二丁目一一番一号

（甲）ＦＤホールディングス株式会社

代表取締役　吉田　博

東京都渋谷区広尾四丁目一番三二－四〇三号

（乙）有限会社ビッグワールド

取締役　吉田　丹美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://howtelevision.co.jp

令和八年五月二十九日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（甲）株式会社ハウテレビジョン

代表取締役　音成　洋介

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（乙）株式会社ログリオ

代表取締役　戸川　博司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://beenos.com/

（乙）http://beenos.com/company/bnp/koukoku.html

令和八年五月二十九日

東京都品川区西五反田八丁目四番一三号

（甲）ＢＥＥＮＯＳ株式会社

代表取締役　直井　聖太

東京都品川区西五反田八丁目四番一三号

（乙）株式会社ＢＥＥＮＯＳ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ

代表取締役　三浦　敦佑

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　三十頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　三十頁

令和八年五月二十九日
横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号
ランドマークタワー一二階
（甲）株式会社コロワイドダイニング
代表取締役　賴住　厚哉
横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号
ランドマークタワー一二階
（乙）株式会社Ｂｅｅｒ　Ｔｈｉｒｔｙ
代表取締役　澄川　浩太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.tonamiholdings.co.jp/
（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十九日
富山県高岡市昭和町三丁目二番一二号
（甲）トナミホールディングス株式会社
代表取締役　髙田　和夫
東京都千代田区大手町二丁目三番一号
（乙）ＪＰトナミグループ株式会社
代表取締役　髙木　宏明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十一日
掲載頁　二二五頁（号外第一一二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十一日
掲載頁　二二六頁（号外第一一二号）

令和八年五月二十九日
愛知県豊明市前後町鎗ケ名一八四一番地
（甲）株式会社毛受建材
代表取締役　毛受　進
愛知県豊明市前後町鎗ケ名一八四一番地
（乙）毛受コンクリート株式会社
代表取締役　毛受　進

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月三日
掲載頁　五十八頁（号外第二十四号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月十八日
掲載頁　二頁

令和八年五月二十九日
京都市南区久世東土川町二九七番地
（甲）エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・３９株式会社
代表取締役　飯塚　敏裕
京都市南区久世東土川町二九七番地
（乙）日進食品株式会社
代表取締役　西本　永作

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月十五日
掲載頁　三頁

令和八年五月二十九日
大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二一一二
（甲）株式会社ちとせ2号
代表取締役　田原　靖久
大阪市中央区北新町三―九フォレストパーク北新町二Ｆ
（乙）日本スポーツ開発株式会社
代表取締役　田原　靖久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十九日
掲載頁　一七四頁（号外第一三六号）
令和八年五月二十九日
大阪市西区阿波座一丁目一三番一五号
（甲）クリエイト株式会社
代表取締役　五十嵐昭彦
東京都中央区日本橋本町三丁目一番一一号
（乙）クリテック株式会社
代表取締役　吉成　隆則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一二四頁（号外第一六六号）

（乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一〇二頁（号外第一六六号）

令和八年五月二十九日
福岡市中央区薬院一丁目一四番五号ＭＧ薬院ビル
（甲）株式会社ジチタイワークス
代表取締役　森　新平
東京都港区南麻布二丁目一三番地
（乙）株式会社地方創生テクノロジーラボ
代表取締役　新井　一真

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月二日
掲載頁　一二六頁（号外第二十二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月二日
掲載頁　一二六頁（号外第二十二号）

令和八年五月二十九日
福岡市南区大楠三丁目二三番三号
（甲）オングリットホールディングス株式会社　代表取締役　森川　春菜
福岡市南区大楠三丁目二三番三号
（乙）オングリット株式会社
代表取締役　森川　春菜

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の旅館業を含む一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十九日
青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋三四〇番地
（甲）株式会社十和田荘
代表取締役　鈴木　雅之
青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋三四〇番地
（乙）有限会社十和田荘
代表取締役　中村　秀行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の自家用自動車運行管理請負事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十八日

掲載頁　一一二頁（号外第九十九号）

令和八年五月二十九日

東京都港区芝浦四丁目九番二五号

（甲）株式会社ジャパン・リリーフ送迎サポート

代表取締役　橋本　健生

東京都港区芝浦四丁目九番二五号

（乙）株式会社ジャパン・リリーフ

代表取締役　橋本　健生

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の福岡サービスセンターにおける事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日としております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月二十九日

掲載頁　十一頁

令和八年五月二十九日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（甲）株式会社テクノプロ・コンストラクション

代表取締役　田中　靖雄

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（乙）株式会社テクノプロ・スマイル

代表取締役　漆原　一行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営むウイン調剤根岸台薬局及びウイン調剤けやき薬局に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月七日

掲載頁　五十八頁（号外第八十二号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十九日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（甲）株式会社コミュニティメディカル

代表取締役　竹中　孝行

神奈川県横浜市港北区日吉本町一丁目二八番七号

（乙）有限会社ウインファーマ

代表取締役　藤田　勝久

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全事業のうち、(i) 磁性材料事業（疑義を避けるために付言すると、軟磁性材料を用いた事業は含まない。）並びに、(ii) 電線事業及び自動車部品事業を除いた事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　五十八頁（号外第一七八号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　二十二頁

令和八年五月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階　（甲）株式会社ＢＣＪ－５２

代表取締役　村上　和也

東京都江東区豊洲五丁目六番三六号

（乙）株式会社プロテリアル

代表取締役　ショーン・マホニー・スタック

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の磁性材料事業（疑義を避けるために付言すると、軟磁性材料を用いた事業は含まない。）に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　二十二頁

令和八年五月二十九日

東京都江東区豊洲五丁目六番三六号

（甲）株式会社プロテリアルマグネティクス　代表取締役　越田　久崇

東京都江東区豊洲五丁目六番三六号

（乙）株式会社プロテリアル

代表取締役　ショーン・マホニー・スタック

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む名古屋営業所において実施しているビルメンテナンス事業および附帯するサービス事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに吸収分割を決定しております。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　七十四頁　（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一五〇頁　（号外第一三九号）

令和八年五月二十九日

東京都新宿区西新宿六丁目二四番地一号

（甲）東京美装興業株式会社

代表取締役　八木　秀記

静岡県浜松市中央区田町三二四番地の三

（乙）東海美装興業株式会社

代表取締役　才田　光重

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号虎ノ門タワーズオフィス八階

（甲）のぞみ青木ソーラー合同会社

代表社員　一般社団法人のぞみ青木ソーラー

職務執行者　横倉　弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（乙）ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ２３合同会社

代表社員　のぞみ日向ホールディングス合同会社

職務執行者　長尾　誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の北海道美唄市字美唄における系統用蓄電池システムの開発、建設、保有、運営事業に関する権利義務を、丙は甲の富山県小矢部市石名田における系統用蓄電池システムの開発、建設、保有、運営事業に関する権利義務を、丁は甲の熊本県熊本市北区弓削における系統用蓄電池システムの開発、建設、保有、運営事業に関する権利義務をそれぞれ承継し、甲はそれらを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（甲）ヘキサ・エネルギーサービス合同会社

代表社員　ヘキサ・リニューアブルズ・ジャパン・デベロップメンツⅡ・ピーティーイー・エルティディ

職務執行者　ユウコ・シャー

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（乙）ハニカム３合同会社

代表社員　ヘキサ・エネルギーサービス合同会社

職務執行者　ユウコ・シャー

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（丙）ハニカム７合同会社

代表社員　ヘキサ・エネルギーサービス合同会社

職務執行者　ユウコ・シャー

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（丁）ハニカム11合同会社

代表社員　ヘキサ・エネルギーサービス合同会社

職務執行者　ユウコ・シャー

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の東京・広島・福岡において展開している受託開発事業、ＳＥＳ事業、ソフトウェアテスト事業（中国地方で展開しているシステム運用サポート事業及びシステムエンジニア派遣事業を除く。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.sinfo-inc.co.jp/

（乙）https://www.rsr.co.jp

令和八年五月二十九日

東京都中央区八丁堀四丁目一〇番四号

（甲）株式会社シンフォー

代表取締役　李　熙男

広島市中区大手町二丁目七番七号小松ビル

（乙）株式会社アール・エス・アール

代表取締役　西村　祐一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のイトーヨーカドー武蔵小金井店、イトーヨーカドー我孫子南口店、イトーヨーカドー国領店、イトーヨーカドー甲府昭和店、イトーヨーカドー大和鶴間店、アリオ八尾店、アリオ亀有店、アリオ橋本店、アリオ深谷店、アリオ柏店における不動産管理事業及びテナント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十一日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十一日

掲載頁　三頁

令和八年五月二十九日

東京都品川区南大井六丁目二七番一八号

（甲）株式会社クリエイトリンク

代表取締役　井上　了徳

東京都千代田区二番町八番地八

（乙）株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役　真船　幸夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業及び相続サポート事業に関する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月二十九日

愛知県名古屋市北区金城三丁目四番二号

（甲）株式会社ティアネクスト

代表取締役　山崎　勝広

愛知県名古屋市北区黒川本通三丁目三五番地一

（乙）株式会社ティア

代表取締役　冨安　徳久

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により毛受コンクリート株式会社（乙、愛知県豊明市前後町鎗ケ名一八四一番地）の事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十一日

掲載頁　二二六頁（号外第一一二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十一日

掲載頁　二二六頁（号外第一一二号）

令和八年五月二十九日

愛知県豊明市前後町鎗ケ名一八四一番地

つばめホーム株式会社

代表取締役　毛受　利恵

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社クレストジャパンホールディングス（乙、住所愛知県小牧市岩崎五丁目八一番地）の養鶏部門に係る事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十三日

掲載頁　二一六頁（号外第五十二号）

（乙）掲載　中部経済新聞

掲載の日付　令和八年三月十三日

掲載頁　三頁

令和八年五月二十九日

愛知県半田市奥町四丁目二九番地

株式会社半田ファーム

代表取締役　栗木　鋭三

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の卸売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　一〇五頁（号外第九十八号）

令和八年五月二十九日

徳島県阿南市新野町北宮の久保三〇番地

（甲）メグミフーズ販売株式会社

代表取締役　神原　良章

徳島県阿南市新野町北宮の久保三〇番地

（乙）メグミフーズ株式会社

代表取締役　神原　輝福

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｒｅｌ（住所埼玉県さいたま市南区根岸二丁目八番三号）に対して当社の音楽事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://moewe.co.jp/bs/

令和八年五月二十九日

東京都渋谷区広尾一丁目二番一号

株式会社メーヴェ

代表取締役　岩谷　篤志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六ｍＢＡＹＰＯＩＮＴ幕張低層棟二Ｆ

合同会社Ｎプランニング

代表社員　中上由比子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階

シゲ・アデランテ合同会社

代表社員　三好　繁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目四番八号ウィンド恵比寿ビル八Ｆ

合同会社ニュートラル

代表社員　松山由紀子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社財務管理サポートとし、効力発生日は令和八年七月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年五月二十九日

東京都中野区中野五丁目三二番二五浜谷第二ビル三階

合同会社財務管理サポート

代表社員　徳門　仁来

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｄｒｅａｍｔｉｄｅｓとします。

効力発生日は令和八年七月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年六月二十二日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

東京都町田市原町田一―一三―一町田ハイツ壱番館一―三

合同会社ＰｒｅａｋａＮｅｔｗｏｒｋｓ

代表社員　高橋　人生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

東京都大田区仲池上二丁目二〇番三―一〇三号　倉澤コンサルティング合同会社

代表社員　倉澤　赳徳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

東京都渋谷区恵比寿三丁目二三番五号

合同会社ＫＥＹＲＯＮ

代表社員　新田　英登

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社サンアールトとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

神奈川県大和市桜森一丁目五番地一二号

グリーンヒルやまぐち二〇一号室

合同会社サン・アールト

代表社員　小山　雄太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

神奈川県川崎市宮前区犬蔵一丁目一番四三号

合同会社ダイショウ

代表社員　大勝　正俊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

大阪府堺市北区長曽根町三〇一九番地一五

Ｆ．ｉ．ｉ合同会社

代表社員　槇峯　史子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

奈良市朱雀三丁目五―四　合同会社導

代表社員　山北　開斗

効力発生日変更公告

当社は、令和八年六月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年九月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年五月二十九日

大阪市旭区中宮四丁目一四番一〇号アークハウス中尾二〇九号室　株式会社１９８３

代表取締役　沖　太賀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少し四億五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二一四頁（号外第一四八号）

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十九日

仙台市青葉区一番町一丁目四番二八号

小松物産株式会社

代表取締役　小松　敬之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千七百二十一万三千九百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十九日

掲載頁　三頁

令和八年五月二十九日

群馬県桐生市本町五丁目三六八番九号

株式会社パンフォーユー

代表取締役　矢野　健太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=94126793

令和八年五月二十九日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

エスアイエスホテルマネジメント株式会社

代表取締役　安藤　隆夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億九百九十九万八千四百二十円減少し、一億円とすることにいたしました。また、新株予約権の全部又は一部が令和八年五月二十一日から本件減資の効力発生日の前日までの期間に行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分減少することにより、最終的な資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.hijojo-partners.com/

令和八年五月二十九日

東京都港区西新橋一丁目七番二号

ＨｉＪｏＪｏ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ株式会社

代表取締役　メンザス・スピリドン

代表取締役　秋山　典文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=25114593

令和八年五月二十九日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

Ｎｅｕｓｃｈｌｏｓｓ株式会社

代表取締役　ファジウス・ティジュンダラ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十九日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアイーストタワー四Ｆ

株式会社ヤグラ

代表取締役　迎　健太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億五千二百五万七千五百六十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月十七日

掲載頁　七頁

令和八年五月二十九日

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

Ｓｐａｃｅ　ＢＤ株式会社

代表取締役　永崎　将利

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百一万二千五百円減少し減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/385368

令和八年五月二十九日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番一号

プレシジョンイメージング株式会社

代表取締役　石井　聖也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十九日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

Ｔｒｉｄｅ株式会社

代表取締役　坂本　達仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六十四億九千百三十二万五千九百四十八円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二六九頁（号外第一四八号）

令和八年五月二十九日

東京都江東区東砂二丁目一四番五号

パラマウントベッド株式会社

代表取締役　木村　友彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千百五十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一七六頁（号外第一四八号）

令和八年五月二十九日

東京都墨田区太平二丁目九番四号

パラマウントケアサービス株式会社

代表取締役　宇田川達也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　二頁

令和八年五月二十九日

東京都品川区東品川二丁目五番八号

ヒヤリング・ディストリビュータ・ジャパン株式会社　代表取締役　林　義秀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.univasec.com/

令和八年五月二十九日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

株式会社ＵＮＩＶＡ証券

代表取締役　稲川　健司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千二百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十九日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

株式会社ＵＹＺ

代表取締役　上泉　雄暉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一四八頁（号外第一四八号）

令和八年五月二十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

ＭＰ－２５０８株式会社

代表取締役　池田　大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は令和八年四月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　一二〇頁（号外第九十八号）

令和八年五月二十九日

東京都千代田区外神田三丁目一二番八号住友不動産秋葉原ビル一七階

ハンズホールディングス株式会社

代表取締役　徳村　有聡

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百二万五千円減少して九百万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十九日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二一一二

株式会社ちとせ2号

代表取締役　田原　靖久

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十二億千三百九十六万九千九百四十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十九日

北海道河東郡鹿追町泉町一丁目二一番地

株式会社丸治ホールディングス

代表取締役　橋本　大吾

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一三億一二七三万九一九三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十九日

掲載頁　七頁

令和八年五月二十九日

東京都港区赤坂一丁目一四番一四号

株式会社Ｓｐｌｉｎｋ

代表取締役　青山　裕紀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九、四〇〇万円、資本準備金の額を三、五〇〇万円減少し、それぞれ一〇〇万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月二十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://broncos20.jp/

令和八年五月二十九日

埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目一番二〇号

株式会社ブロンコス２０

代表取締役　冨田　英揮

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千万一円、資本準備金の額を五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

株式会社Ｎａｖｙホールディングス

代表取締役　河野　浩之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を令和八年五月十五日時点の二億千百十四万九千五百円から二億百十四万九千五百円、資本準備金の額を令和八年五月十五日時点の二億百十四万九千五百円から全額減少し、それぞれ一千万円及び〇円とすることにいたしました。また、当社は、当社が発行している新株予約権の行使及び令和八年六月一日を払込期日とする第三者割当による新株式発行が資本金及び資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに実行された場合、当該新株予約権の行使に伴う新株式発行及び当該第三者割当による新株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を一千万円、資本準備金の額を〇円とすることにいたしました。効力発生日は、令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は令和八年六月二十六日に予定しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年五月二十九日

東京都中央区新川一丁目一〇番一四号

株式会社ＳＡＮＫＯ　ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ　ＦＯＯＤＳ

代表取締役社長　長澤　成博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億四千万円、資本準備金の額を六億五千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十九日

東京都港区港南二丁目一五番三号

株式会社ベステートホールディングス

代表取締役　飯山　英輝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千六百五万円減少して一億円とし、資本準備金の額を四億三百二十八万四千九百四十二円減少して〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十日

掲載頁　一一八頁（号外第二二七号）

令和八年五月二十九日

東京都千代田区麹町四丁目八番地一

株式会社ユーフォリア

代表取締役　橋口　寛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五百円、資本準備金の額を五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号

ＰＣＧＶＩ―２株式会社

代表取締役　山本　哲彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月三十日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金及び資本準備金の額を、これらの株式の発行と同時に、当該株式の発行により増額する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を〇円とすることにいたしました。当該株式の発行に伴う資本金及び資本準備金の額の減少については、株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額を下回ることはありません。そのため、当該株式の発行に伴う資本金及び資本準備金の額の減少については、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告の掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和八年五月二十九日

東京都港区高輪三丁目二五番二三号京急第二ビル一Ｆ

株式会社エー・ピーホールディングス

代表取締役会長兼社長　米山　久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億二千五百万五千円、資本準備金の額を二十五億二千五百万五千円、それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十九日

東京都千代田区麹町一丁目一二番地一住友不動産ふくおか半蔵門ビル三階

ＢＷＥＬホールディングス株式会社

代表取締役　吉沢　正道

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十九日

北海道登別市登別温泉町一五四番地

株式会社登別グランドホテル

代表取締役　中牧　昇一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十九日

静岡市駿河区八幡二丁目二番一〇号

せいさ工材株式会社

代表取締役　長野　考利

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十九日

静岡市葵区東千代田三丁目八番一号

株式会社千代田商行

代表取締役　加藤　年功

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十九日

愛知県豊田市衣ヶ原三丁目三一番

菱栄工機株式会社

代表取締役　櫻庭　正樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十九日

愛知県名古屋市緑区曽根二丁目四二七番地

名鉄自動車整備株式会社

代表取締役　舟橋　雅也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十九日

大阪府大阪市住之江区南港南三丁目八番四八号

大和運輸株式会社

代表取締役　栗林　宏吉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十九日

広島市東区光町二丁目四番二三号

八光建設工業株式会社

代表取締役　宮内　輝司

株式交換につき株券等提出公告

当社は、Ｂｏｓｐｏｌｄｅｒ　２株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である令和八年七月一日までに当社にご提出ください。

令和八年五月二十九日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階

Ｂｏｓｐｏｌｄｅｒ　１株式会社

代表取締役　ライアン・ロバート・パトリック

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社Ｎａｖｙ２ホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年七月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

株式会社Ｎａｖｙホールディングス

代表取締役　河野　浩之

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年六月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年五月二十九日

大阪府大阪市淀川区西中島四丁目一〇番二六号　株式会社オーナーズ・ブレーン

代表取締役　清水　康史

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済第一回優先出資四億七百万口及び第二回優先出資六億六千四百万口を消却することにいたしましたので、当社の第一号優先出資証券、第二号優先出資証券、第三号優先出資証券又は第四号優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月三十日までに当社にご提出ください。

令和八年五月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

広尾デベロップメント特定目的会社

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二万口（ただし、第五回優先出資つき八千口及び第六回優先出資につき一万二千口）を消却することにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

Ever Glory Property特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資七百四十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Minamiaoyama Development特定目的会社

取締役　小澤　徹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二百三十七万口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十九日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三F

アストロ・ワン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億五千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年六月三十日であり、社員総会の決議は、令和八年五月二十六日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年四月三日付官報の号外第八十号一九〇頁に掲載されています。

令和八年五月二十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

阿見施設開発特定目的会社

取締役　田渕　安春

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億七千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/hiroo/

令和八年五月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

広尾デベロップメント特定目的会社

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年五月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ワナカ特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年五月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ノースヘッド５特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年五月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＴＬＳ６特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十三億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年七月十五日付官報の号外第一六二号一一八頁に掲載されています。

令和八年五月二十九日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三F

アストロ・ワン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億八千五百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年三月十六日付官報の号外第五十三号一八七頁に掲載されています。

令和八年五月二十九日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＧＬＰ　Ｊａｐａｎ　ＤＨ３特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億六千三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年三月十六日付官報の号外第五十三号一八七頁に掲載されています。

令和八年五月二十九日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＪＤＰ３Ｃｏ－Ｉｎｖｅｓｔ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十億九千八百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年六月二十六日付官報の号外第一四四号一五五頁に掲載されています。

令和八年五月二十九日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＧＬＰ大阪市東住吉区まちづくり特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百二億七千九百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=93123993

令和八年五月二十九日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

Ｃｅｎｔａｒａ　Ｏｓａｋａ特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を十億二千八百五十万円（ただし、Ａ号優先資本金につき四億九千四百九十万円、Ｂ号優先資本金につき五億三千三百六十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/11062/11062.html

令和八年五月二十九日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

Ｅａｒｔｈ特定目的会社

取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額二十三億千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年六月十七日付官報の号外第一三三号二〇一頁に掲載されています。

令和八年五月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

代々木プロパティー特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和八年五月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ペリカン特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十一億七千九百八十九万三千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　六十八頁（号外第一〇七号）

令和八年五月二十九日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

ＳＯＬ特定目的会社

取締役　石倉　一人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000935/6uy8/

令和八年五月二十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇－二〇一号

Ｅｖｅｒ　Ｇｌｏｒｙ　Ｐｒｏｐｅｒｔｙ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年四月二十一日付官報の号外第九十三号七十一頁に掲載されているとおりです。

令和八年五月二十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Ｍｉｎａｍｉ　Ａｏｙａｍａ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ特定目的会社

取締役　小澤　徹

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十四日

掲載頁　一一四頁（号外第二三七号）

（乙）https://www.ko-koku.jp

また、乙の株券を所有する方は株券提出日である令和八年七月十三日までに乙にご提出下さい。

令和八年五月二十九日

東京都中央区入船三丁目一番一三号

（甲）立石フィルター株式会社

代表取締役　佐藤　覚

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

（乙）ＴＦホールディングス株式会社

代表取締役　松岡　修

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十九日

掲載頁　三頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

また、乙の株券を所有する方は株券提出日である令和八年七月十三日までに乙にご提出下さい。

令和八年五月二十九日

大阪市中央区城見二丁目一番六一号

（甲）株式会社ビット

代表取締役　辻　寛治

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

（乙）ＢＴホールディングス株式会社

代表取締役　松岡　修

訂正公告

令和八年五月十一日（号外第一〇四号）掲載の公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会に係る宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告中、「令08全保312　有限会社東北不動産」の（代表者の）氏名「代表取締役　安宅花江」とあるは「取締役　安宅花江」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月二十九日

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

取消公告

令和八年五月二十二日（号外第一一四号）掲載の吸収分割及び決算公告（枠組）は取消します。

令和八年五月二十九日

東京都西東京市東町二丁目一六番二五号

（甲）ＷｏｈｌｖｉａＧｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　鈴木　康之

東京都練馬区石神井台三丁目二三番一〇号

（乙）Ｗｏｈｌ株式会社

代表取締役　鈴木　康之

正誤

ページ	段	行	誤	正
七	下	終りから一三	多伎町多伎	多伎町多岐

令和八年三月十七日中国地方整備局告示第二十七号（道路に関する件）

（原稿誤り）